

子育て世帯のマイホーム購入 をサポート！

日立市

最大

61万5千円

令和4年度版

【ひたち子育て応援マイホーム取得助成事業のご案内】

日立市に「住みたい」・「住み続けたい」という子育て世帯を応援するため、市内で住宅取得等(※)したかたを対象に、費用の一部を助成します。

※新築・購入・増築・
改築（建替え）が対象

対象となるかた

以下のすべての要件を満たしている場合に対象となります。

- ① 申請日又は契約日時点で、義務教育修了前(中学生以下)の子を養育していること。
- ② 次のア～エの要件をすべて満たす市内の住宅の取得等であること。
 - ア 原則として、令和3年4月1日以降に住宅取得等に関する契約を書面で締結していること。
 - イ 令和5年3月31日までに建物の所有権保存（移転）登記が完了すること。
 - ウ 居住部分の床面積が50㎡以上であること。
(増築の場合は、居住部分の増床を10㎡以上行うこと。)
 - エ 建築基準法等の関係法令の規定に適合した住宅であること。
- ③ 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の滞納がないこと。

※正当な理由なく住宅を売却等した場合は、助成金の返還をしていただく場合があります。

※国の補助金制度（「こどもみらい住宅支援事業」や「ZEH支援事業」など）との併用はできませんのでご了承ください。また、併用の可否について、詳細は下記までお問い合わせください。

助成金額

- 基本助成額 **20万円**
- +
- 加算助成額
 - ①同居加算（親世帯と同居）**20万円** 近居加算（親世帯と一定の範囲内に居住）**10万円**
 - ②転入加算（日立市外から転入するかた）**20万円**
 - ③水道基本料金1年間相当分加算 **1万5千円**

同居及び近居加算の併用はできません

※ひたちの水500ml×24本（1ケース）もあわせてプレゼントします。（日立市企業局協力）

【問合せ先】 日立市 都市建設部 住政策推進課（本庁5階 山側）
〒317-8601 日立市助川町1-1-1 電話 0294-22-3111 内線436又は247
Eメール juseisaku@city.hitachi.lg.jp FAX 0294-21-7750

ひたち子育て応援マイホーム取得助成 手続の流れ

1 住宅取得等に関する契約



2 申請 令和5年3月15日(水)まで

以下の書類をそろえて、住政策推進課に提出してください。

【共通】

- ① 「ひたち子育て応援マイホーム取得助成申請書(様式第1号)」(※)
- ② 住宅取得等に関する「工事請負契約書」又は「不動産売買契約書」のコピー
(建物の所在地番、延床面積、取得金額、契約日、注文者及び請負者等が確認できる部分)
原契約締結後に契約変更等があった場合は、原契約書と変更契約書のコピー
- ③ 「ひたち子育て応援マイホーム取得助成に係る誓約書兼同意書」(※)

【同居・近居加算を受けるかた】

- ④ 親世帯と親子関係を証明する書類(戸籍謄本など)
- ⑤ 「ひたち子育て応援マイホーム取得助成に係る誓約書兼同意書(親世帯用)」(※)

【転入加算を受けるかた】

- ⑥ 転入前の市区町村に1年以上住んでいたことを証明する書類(転入者の戸籍附票
又は転入前の住民票など)



申請様式は市の窓口にあります。
(※)は、市ホームページからダウンロードできます。

3 助成決定通知書の受領

市は、申請内容を審査し、助成決定通知書を送付します。

(申請から2週間程度かかります。)



4 住宅の取得(登記)及び住民票の異動

- ① 住宅の所有権保存(移転)登記を完了させてください。
- ② 住民票の異動を完了させてください。



5 請求 令和5年3月31日(金)まで

次の書類をそろえて、住政策推進課に提出してください。

- ① 「ひたち子育て応援マイホーム取得助成事業完了報告書兼請求書(様式第5号)」(※)
- ② 所有権保存(移転)登記完了後の建物登記簿の「全部事項証明書」またはそのコピー
- ③ 建築基準法の規定による「検査済証」のコピー【新築・建売・増改築の場合】
- ④ 振込先口座の通帳またはキャッシュカードのコピー
- ⑤ 申請後に、住宅取得等の契約変更等があった場合は、「変更契約書」のコピー
- ⑥ 取得等をした住宅が併用住宅の場合は、居住部分の面積を確認できる書類



6 助成金の受領

市で請求内容を審査後、指定された金融機関の口座に助成金を振り込みます。

(請求から1か月程度かかります。)